

第1 審査会の結論

銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく開示請求に対し、銚子市教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）が平成23年5月31日付け銚子市教総指令第3号で銚子市学校給食センター整備運営事業審査委員会（以下「本件委員会」という。）の各審査委員が作成した審査評価シート（以下「本件対象文書」という。）を不開示とした決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、「銚子市学校給食センター整備運営事業」（以下「本件事業」という。）の審査全般に疑問を抱いている。本件委員会の審査委員に学校給食の専門家が不在であり、具体的にどのような審議を経て最優秀提案者を決定したかが不明であることから、本件対象文書の開示を求める。他のPFI事業においては、各審査委員の審査評価結果を無記名で公表している例もあり、開示することができない理由には該当しない。

第3 諮問実施機関の説明要旨

本件委員会における審査は、各審査委員の知識・見識に基づき、落札者決定基準（平成22年11月9日公表、平成23年1月20日修正版公表）に定めた審査の得点化基準の視点に立ち、公明かつ公正に審査が行われており、疑問を抱かせる点は一切ない。本件対象文書の開示により、評価項目によっては専門色が顕著にあらわれ、評価結果から委員個人が特定されるおそれがあり、今後それにより総合評価一般競争入札の執行に支障をきたすことも考えられるため、開示は妥当でない。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、諮問実施機関が平成22年度及び平成23年度に実施した本件事業に係る事業者選定に際して作成されたものである。本件事業の実施にあたり、諮問実施機関は、実施方針（平成22年10月6日公表）に基づき、学識経験者など施設の整備運営に関し専門知識を有する5名の委員から構成される本件委員会を設置している。

本件委員会は、落札者決定基準に基づき、具体的な提案内容の審査及び評価を行い、各審査委員が評価項目毎に5段階（A～E）の評価を行い、それを得点化して平均したものを提案内容評価の得点として銚子市のホームページ上で公表している。

本件対象文書は各事業者につき、上記公表された評価項目毎に各審査委員の評価が個別に記載されており、評価項目は「1 設計・建設に関する提案」、
「2 維持管理業務に関する提案」、
「3 運營業務に関する提案」、
「4 事業計画に関する提案」の大項目に分類され、順にそれぞれ7項目、2項目、5項目、6項目と合計20の項目で構成されている。

2 条例第8条第7号該当性

異議申立人が本件対象文書の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、本件対象文書の開示により、評価項目によっては専門色が顕著にあらわれ、評価結果から委員個人が特定されるおそれがあり、今後それにより総合評価一般競争入札の執行に支障をきたすことも考えられるため、開示は妥当でないとし、本件対象文書が条例第8条第7号の不開示情報に該当すると主張しているため、以下その点を検討する。

(1) 全部開示について

審査委員の氏名を含めた本件対象文書は、条例第8条第7号に該当する。その理由は、以下のとおりである。

審査委員の氏名を含めて本件対象文書を全部開示した場合、選定から外れた事業者やその関係人が、どの審査委員が自己に不利益な判断をしたかを知ることになり、その審査委員に対して不満や不服が向けられ、その審査委員を公私にわたり批判することが予想される。そうすると批判を受けた審査委員は、その批判に対応する負担を強いられることになり、今後、同様な負担を回避したいとの思いから自らの見識と意見によって自由に審査や評価を行うことができなくなり、総合評価一般競争入札の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるからである。

(2) 審査委員の氏名以外の部分の開示について

本件対象文書は、上述したとおり、4個の大項目を構成する20の評価項目毎に各審査委員のA～Eまでの評価が記載されており、各審査委員が個別の評価項目毎にどのような評価をしたかが分かるようになっている。そして、これらの評価項目は、専門分野別に分類することが可能である。

一般に専門分野についての審査は評価が厳格となり、優劣がはっきりした評価となりがちであるから、本件対象文書のうち、評価項目毎の各審査委員の評価に関する部分の記載を基に他の評価とは異なり厳格な評価を行っている評価項目を特定し、それを記載した者の専門分野を推定することも考えられる。一方、各審査委員の氏名・役職は公表されており、各審査委員の専門分野を容易に知ることができ、本件委員会の審査委員が多数である場合は別として5名の少人数であることから、上記専

門分野の者がどの審査委員であるかが判明するおそれがある。

また、仮にそのようなおそれがないにしても、本件対象文書のうち、評価項目毎の各審査委員の評価に関する部分の記載を基に自己に不利な評価をした審査委員が誰かを確証のないまま推測し、その者に対して不平不満をぶつけ、批判することも十分に想定される。

以上述べたとおり、本件対象文書のうち、審査委員の氏名以外の部分を開示した場合、審査委員の氏名が推定されるおそれがあり、仮にそうでないとしても審査委員の氏名を確証のないまま推測するという事態が想定される。そうすると上記（１）で述べたのと同様に総合評価一般競争入札の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあり、本件対象文書のうち、審査委員の氏名以外の部分についても条例第８条第７号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書は条例第８条第７号に規定する不開示情報に該当し、本件対象文書のうち、審査委員の氏名以外の部分についても条例第８条第７号に該当する。したがって、原決定を維持することが妥当である。

第５ 審議経過、審査委員等

1 審議経過

平成２３年６月１５日 諮問書の受理
平成２３年７月１３日 諮問実施機関の意見書受理
平成２３年７月２０日 審議（第１回）
平成２３年７月２９日 諮問実施機関の補充説明書受理
平成２３年８月１７日 審議（第２回）
平成２３年９月２１日 審議（第３回）

2 審査委員

会長 富永博之、委員 明妻隆夫

3 委員の回避

松田聰委員は、本件委員会の審査委員であったため当審査会の審査には関与しなかった。

以上